

伯桜鵬倉吉後援会 令和7年度総会

日 時：令和7年7月5日(土)
10時30分受付
11時00分開会
場 所：倉吉シティホテル

1. 会長挨拶・・・広田一恭会長

2. 協議事項

(1) 令和6年度事業報告及び決算について

(2) 令和7年度事業計画及び予算について

3. その他

4. 閉会

【伯桜鵬倉吉後援会 沿革】 2025.7.5 現在

- 2023.2.24 落合関倉吉後援会 発足
- 2023.3.1 後援会会員募集開始
- 2023.6.26 化粧まわし寄付金募集開始
- 2023.10.12 役員会にて「落合関倉吉後援会」から「伯桜鵬倉吉後援会」へ名称変更決定
- 2024.3.31 化粧まわし寄付金 合計 7,390,000 円 (1,173 件)※倉吉市からの 1,500,000 円含む
- 2024.4.6 くらよし桜まつりにて化粧まわし披露、展示
- 2024.7.21 令和 6 年度後援会総会開催 (ホテルセントパレス倉吉)
- 2025.3.1 伯桜鵬関激励会開催 (ホテルセントパレス倉吉)※伯桜鵬関、伊勢ヶ濱親方、宮城野親方出席
- 2025.7.5 令和 7 年度後援会総会開催 (倉吉シティホテル)

伯桜鵬関星取表

落合 哲也 (おちあい てつや)			
令和 5 年 1 月場所	幕下 15 枚目格付出	7 勝 0 敗	初土俵 優勝
令和 5 年 3 月場所	西十両 14 枚目	10 勝 5 敗	新十両
令和 5 年 5 月場所	西十両 8 枚目	14 勝 1 敗	
伯桜鵬 哲也 (はくおうほう てつや)			
令和 5 年 7 月場所	西前頭 17 枚目	11 勝 4 敗	新入幕 技能賞 敢闘賞
令和 5 年 9 月場所	西前頭 9 枚目	0 勝 0 敗 15 休	
令和 5 年 11 月場所	西十両 6 枚目	0 勝 0 敗 15 休	
令和 6 年 1 月場所	西幕下 5 枚目	6 勝 1 敗	
令和 6 年 3 月場所	西十両 13 枚目	8 勝 7 敗	再十両
令和 6 年 5 月場所	西十両 8 枚目	5 勝 6 敗 4 休	
令和 6 年 7 月場所	東十両 13 枚目	11 勝 4 敗	
令和 6 年 9 月場所	西十両 5 枚目	8 勝 7 敗	
令和 6 年 11 月場所	西十両 2 枚目	10 勝 5 敗	
令和 7 年 1 月場所	東前頭 15 枚目	10 勝 5 敗	再入幕
令和 7 年 3 月場所	東前頭 9 枚目	9 勝 6 敗	
令和 7 年 5 月場所	東前頭 7 枚目	8 勝 7 敗	
令和 7 年 7 月場所	東前頭 4 枚目	頑張れ !!	

伯桜鵬倉吉後援会 都道府県 分布表（2025年7月5日現在）

都道府県	個人		法人	小計
	窓口/振込	ネット		
北海道	0	1	0	1
青森県	0	0	0	0
岩手県	0	1	0	1
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0
茨城県	1	0	0	1
栃木県	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0
埼玉県	2	2	0	4
千葉県	0	6	0	6
東京都	7	18	1	26
神奈川県	2	8	0	10
新潟県	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0
長野県	1	0	0	1
岐阜県	0	0	0	0
静岡県	1	1	0	2
愛知県	2	5	0	7
三重県	0	0	0	0
滋賀県	0	1	1	2
京都府	0	4	0	4
大阪府	9	9	0	18
兵庫県	10	7	0	17
奈良県	2	0	0	2
和歌山県	0	0	0	0

都道府県	個人		法人	小計
	窓口/振込	ネット		
鳥取県	440	137	65	642
島根県	3	7	0	10
岡山県	5	2	0	7
広島県	4	2	0	6
山口県	1	0	0	1
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0
福岡県	0	1	0	1
佐賀県	0	1	0	1
長崎県	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0
大分県	0	2	0	2
宮崎県	1	1	0	2
鹿児島県	0	0	0	0
沖縄県	0	1	0	1
合計	491	217	67	775

※2024年7月17日時点 815名

鳥取県内の内訳

地域	窓口/振込	ネット	小計
東部	43	25	68
中部市内	337	49	386
中部市外	93	19	112
西部	39	37	76
合計	512	130	642

- ・全国47都道府県中25都道府県（北海道から沖縄まで）に分布
- ・全体の約83%が鳥取県
- ・全体の約50%が倉吉市
- ・鳥取県内では、東部10.5%、中部77.5%、西部11.8%
中部のうち77.5%が倉吉市

伯桜鵬倉吉後援会 令和6年度実施事業

1 役員会の開催

- 令和6年5月26日(金) 第1回役員会
- 令和6年10月11日(金) 第2回役員会(伯桜鵬関を励ます会)

2 パブリックビューイングの開催

- 令和6年5月26日(日) 5月場所千秋楽(25名参加)
- 令和6年7月28日(日) 7月場所千秋楽(30名参加)
- 令和6年9月22日(日) 9月場所千秋楽(30名参加)
- 令和6年11月24日(日) 11月場所千秋楽(50名参加)
- 令和7年1月26日(日) 1月場所千秋楽(30名参加)
- 令和7年3月23日(日) 3月場所千秋楽(40名参加)

3 応援ツアーの実施

- 令和7年3月15日(土)、16日(日) 3月場所応援(20名参加) 桜友会と連携し実施

4 応援のぼり旗の制作

- 令和6年7月 伯桜鵬関応援のぼり旗を100枚制作し、関係各所へ配架し、場所ごとに掲示

5 応援タオルの制作

- 令和6年6月 伯桜鵬タオル制作 1,000枚
- 令和6年6月 伯桜鵬バスタオル制作 150枚

6 後援会だより等の配布

- 令和6年5月場所から場所ごとに全会員に後援会だよりを配布、その際希望者には番付表も配布

7 伯桜鵬関激励会の開催

- 令和7年3月1日に伊勢ヶ濱親方、宮城野親方、伯桜鵬関が出席した激励会を、ホテルセントパレス倉吉にて開催(約200名参加)

会計監査報告書

令和6年度伯桜鵬倉吉後援会収支決算について、監査を行った結果、適正かつ正確であったことを認めます。

令和7年6月27日

伯桜鵬倉吉後援会

会長 広田一恭 様

伯桜鵬倉吉後援会

監事 廣田和幸 

監事 山田煥次 

伯桜鵬倉吉後援会 令和7年度実施事業(案)

- 1 役員会の開催
必要に応じて役員会を開催する
令和7年6月17日(火) 第1回役員会

- 2 パブリックビューイングの開催
各場所千秋楽にパブリックビューイングを開催する
令和7年5月25日(日) 5月場所千秋楽(40名参加)

- 3 応援ツアーの実施
桜友会と連携して、3月場所の応援を実施する

- 4 等身大パネルの制作・展示
等身大パネルを2種(化粧まわしと紋付袴)を制作した
4月6日『第3回くらし桜まつり』にて制作した等身大パネルを展示した
紋付袴パネルは倉吉市役所第2庁舎に展示中

- 5 応援グッズの制作
伯桜鵬デザインのカリアファイル(2種)、化粧まわし文字による応援タオルを制作し、
個人会員・法人会員に配布する
伯桜鵬関激励会引き出物セットを法人会員に配布する。

- 6 後援会だより等の配布
場所ごとに全会員に後援会だよりを配布。その際希望者には番付表も配布する

- 7 のぼり旗の制作
場所ごとに街をのぼり旗でいろどり、相撲によるまちづくりを進める

- 8 化粧まわし等の制作等
化粧まわしの制作等を検討する

- 9 新規の会員募集用チラシ・ポスター・領収書を制作する

令和7年度 伯桜鵬倉吉後援会 収支予算書 (案)

収入の部

単位：円

科目	7年度予算額	6年度予算額	比較増減	備考
年会費	3,600,000	6,400,000	△ 2,800,000	
雑収入	194,489	115,452	79,037	
繰越金	205,511	2,034,548	△ 1,829,037	
振替金	3,000,000	0	3,000,000	化粧品まわし寄付金口座から振替
収入計	7,000,000	8,550,000	△ 1,550,000	

支出の部

単位：円

科目	7年度予算額	6年度予算額	比較増減	備考
会議費	600,000	500,000	100,000	総会、パブリックビューイング会場使用料
広報費	1,200,000	1,000,000	200,000	ポスター、チラシ等
事業費	3,000,000	4,900,000	△ 1,900,000	タオル、のぼり制作、振替金
事務委託費	1,600,000	1,600,000	0	事務局委託費、番付表料、番付折込料等
事務費	100,000	150,000	△ 50,000	決済手数料等
消耗品費	100,000	100,000	0	発送用封筒等
送料	400,000	300,000	100,000	番付表郵送料
支出計	7,000,000	8,550,000	△ 1,550,000	

令和7年度伯桜鵬倉吉後援会 化粧まわし寄付金 収支予算書(案)

収入の部

単位：円

科目	7年度予算額	6年度予算額	比較増減	備考
寄 付 金	10,374	10,000	374	
繰 越 金	3,224,626	1,813,625	1,411,001	
振 替 金	0	0	0	
収入 計	3,235,000	1,823,625		

支出の部

単位：円

科目	7年度予算額	6年度予算額	比較増減	備考
広 報 費	0	0	0	
事 業 費	234,000	1,823,625	△ 1,589,625	化粧まわし展示、デザイン等
事 務 費	1,000	0	1,000	決済手数料等
振 替 金	3,000,000	0	3,000,000	後援会口座へ振替
支出 計	3,235,000	1,823,625	1,411,375	

伯桜鵬倉吉後援会役員等

2025年7月1日現在

名誉会長	鳥取県知事	平井 伸治
会 長	倉吉市長	広田 一恭
副会長	倉吉商工会議所会頭	河越 行夫
	鳥取中央農業協同組合組合長	上本 武
	倉吉観光マイス協会会長	名越 宗弘
	倉吉信用金庫理事長	安藤 正樹
特別顧問	鳥取学園理事長兼城北高校校長	石浦 外喜義
顧 問	倉吉市議会議長	福谷 直美
	倉吉銀座商店街振興会理事長	小林 健治
	倉吉幼稚園理事長	米村 秀昭
	成徳小学校同窓会長	吉田 武章
	成徳地区自治公民館協議会会長	寺谷 康之
	大岳院住職	中村 見自
	関金温泉振興組合組合長	岸田 寛昭
幹事長	倉吉商工会議所副会頭	大田 英二
副幹事長	倉吉商工会議所副会頭	藤井 武親
	倉吉商工会議所副会頭	山本 敬
幹 事	倉吉商工会議所専務理事	岩本 善文
	倉吉幼稚園園長	日野 彰則
	鳥取県相撲連盟	竹歳 和晃
	倉吉市経済観光部長	毛利 徳敬
事務局長	倉吉商工会議所	岩本 善文(再掲)
事務局	認定NPO法人未来	
監 事	アザレア税理士法人うわなだ事務所	広田 和幸
	アザレア税理士法人昭和町事務所	山田 悌次

伯桜鵬倉吉後援会会則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この後援会は、「伯桜鵬倉吉後援会」(以下「本会」という。)と称する。

2 本会の事務所は、倉吉市東仲町2571番地 認定NPO法人未来内に置く。

(目的)

第2条 本会は、鳥取県倉吉市出身の大相撲力士「伯桜鵬」の郷土での支援、激励等を行うとともに、会員相互の親睦と交流を図りながら、地域の発展に資することをその目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は、本会の運営その他の必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員(以下単に「会員」という。)は、第2条の目的に賛同し、次条に定める入会手続を完了した個人又は団体とする。

2 会員たる資格は、第6条の規定による年会費を納入することにより、年度を単位としてこれを更新することができる。

(入会)

第5条 本会への入会は、本会の会長に入会申込書を提出し、及び次条に定める当該年度分の年会費を納入することによりこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団若しくは暴力団員又はそれらと関わりを持つ者その他社会的に非難されるべき団体又はそれらと関係を有する者は、本会に入会することができない。

(年会費その他の収入)

第6条 会員は、次の区分に応じて、毎会計年度それぞれで年会費を納入するものとする。

(1) 個人会員 5,000円(1口)

(2) 団体会員 30,000円(1口)

2 前項に定めるもののほか、本会は、寄附金その他の収入の納付を受ける。

(脱会等)

第7条 会員は、会長に脱会申出書を提出することにより、本会を脱会できる。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、会員が次に掲げる事由に該当すると認める場合は、当該会員を脱会させることができる。

(1) この会則の規定に違反したとき。

(2) 会員として本会の品位を損なうと認められる行為があったとき。

3 前2項の規定による脱会に関し、既納の年会費その他の納付金は、これを返還しない。この場合において、会員であった脱会者は、本会に対し一切の権利行使の請求をすることができない。

(会計)

第8条 本会の活動を円滑に進めるため会計を定め、専用口座を設ける。

2 本会の経費は、年会費及び寄附金その他の収入を持って充てる。

3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 本会は、会計年度が終了するごとに会員に事業報告及び監査結果を付した会報を通知し、本会の会計の収支報告を行う。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 幹事長 1人

- (4) 副幹事長 2人
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2人

- 2 役員（幹事長、副幹事長及び幹事に限る。）は、会長が会員のうちから選任する。
- 3 役員（幹事長、副幹事長及び幹事に限る。）の任期は2年とする。ただし、その再任を妨げず、顧問の任期は、この限りでない。
- 4 補欠の役員（幹事長、副幹事長及び幹事に限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項の規定によるもののほか、本会の役員として顧問を置き、必要に応じて特別顧問又は相談役を置くことができる。

（機関）

第10条 本会に次に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- （総会）

第11条 総会は、本会の最高決定機関であって、全ての会員をもって組織され、1会計年度のうちに1回会長が招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項が附議される。
 - (1) この会則の改廃
 - (2) 役員（会長、副会長及び監事に限る。）の選任
 - (3) 前各号に掲げるもののほか役員会が必要と認めた事項
- 3 総会の議長は、会長がこれを行う。
- 4 総会の議決は出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（役員会）

第12条 役員会は、本会を運営する。

- 2 役員会は、第9条第1項に規定する役員で組織する。
- 3 役員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、必要な事項について審議する。ただし、監事については、これを招集しないことができる。
- 4 役員会の会議の議長は、会長がこれを行う。
- 5 役員会の会議の議事は出席役員（監事）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第13条 この会則に定めのない事項（第11条第2項の規定により総会に附議されるべき事項を除く。）は、会長が役員会に諮ってこれを定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、令和5年2月24日より施行する。
（設立当初の特例）
- 2 第8条第3項の規定にかかわらず、令和5年度の会計年度は令和5年2月24日に始まり、令和6年3月31日に終わる。
- 3 第9条第2項、第11条各項（第2項第1号及び第2号に係るものに限る。）及び第13条の規定にかかわらず、本会の設立当初におけるこの会則の制定及び役員（監事）の選任は、そのときの役員たる者が役員会に諮ってこれを行う。

附 則

この会則は、令和5年10月12日から施行する。